

令和4年度第1回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会会議概要

令和4年度第1回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、書面により開催しました。

- 1 **開催日** 令和4年7月28日（木）
【回答受付期間：令和4年7月28日（木）～令和4年8月16日（火）】
- 2 **参加委員** 天間美由紀 委員、高坂覚 委員、工藤志穂 委員、清水和秀 委員、
中居敬子 委員、林丈夫 委員、町田徳子 委員
《計7名》
- 3 **案件** 青森市子ども総合プラン及び青森市子どもの権利の保障に関する行動計画のフォローアップについて
- 4 **報告** 青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会長職務代理者の指名について
青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会長職務代理者について、青森市健康福祉審議会条例第8条第4項の規定に基づき、高坂 覚委員が指名された。
- 5 **委員からの意見及び事務局からの回答**
 - 委員 子どもが乳幼児期の頃から、保護者に子どもの権利についてのポイントをまとめたチラシ等を配布して意識を育て始めておくことで、その後の意識向上や学習意欲が深まるのではないかと。配布は幼稚園等を通じて出来るし、園職員の周知にも繋がる。
 - 事務局 子どもに対する理解が特に必要な保護者に対し子どもの権利の普及を図るため、概ね3歳までの子どもとその保護者が利用する「さんぼぼ」横の掲示板に「子どもの権利相談センターだより」やポスターを掲示しているほか、「子どもの権利の日パネル展」を駅前庁舎1階駅前スクエア及び児童ライブラリーのある市民図書館7階等で開催することにより周知しております。
また、乳幼児期の子どもの保護者を始めとする多くの方に子どもの権利を知ってもらえるよう、青森市ホームページや「広報あおもり」を活用し、子どもの権利についての情報を発信しております。
今後も、より多くの方に子どもの権利を理解していただくため、ご意見の内容も踏まえながら子どもの権利の普及啓発に努めてまいります。

○委員 コロナ禍に入る前は、近隣の小学校3校と子ども同士の交流会や小学校の校長（教頭）、園長による行事への来賓としての出席交流があった。

現在は自粛状態であり、継続しているのは、年長児の進学先への情報提供（電話やアンケートによる聞き取り・指導要録の提供）のみとなっている。

保育の質の向上を念頭に、園のカリキュラムと共にスタートカリキュラムの充実・改善に努めたい。

●事務局 教育委員会では、令和4年10月4日に「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けて」のリーフレットを各小学校長に配付し、架け橋期のカリキュラムの作成を通して、スタートカリキュラムの見直しを図るよう依頼しました。

○委員 新型コロナの影響で講座等の直接参加型のイベントが制限されることはやむをえないと思う。ただ、今後もしばらくこのような状態が続くようであれば、オンラインでの開催やSNS等を通じた情報発信等、代替手段を検討する必要があると思う。

●事務局 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、オンラインの活用により、市内の保育園児に対する「食育レッスン」をはじめ、「小・中学生に対する不審者被害やネットトラブル等の未然防止のための出前講座」、妊産婦を対象とした「マタニティ講座」など、可能な限り事業を継続してまいりました。

今後も引き続き、各事業の目的を達成するため、ICTやオンラインの活用を含め、活動機会の確保に努めてまいります。

○委員 「青森市子ども会議からの意見」について、しっかりとした意見提案があり、感動した。大人の考え以上に子どもが考えられている。

●事務局 青森市子どもの権利条例において、子どもの権利の保障に関する行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めることとしております。子どもの、「意見を表明し参加する権利」を保障するため、引き続き子ども会議を運営し、子どもの権利の普及啓発に努めてまいります。

○委員 コロナ禍の小中学校で感染症対策を取りながらさまざまな学校行事が行われていると思うが、感染レベルが上がったとしても各校で工夫してなるべく学校行事を継続して行ってほしいと思う。給食で黙食を励行するなど様々な取組を行っているようだが、子ども達の笑顔が少なくなったと感じている。

オンライン等も重要と思うが、なるべくクラブ活動や修学旅行など、子ども達が楽しみに

している事を中止、延期等ないようにしてほしいと思う。

あと、放課後児童会などは、もう少し学校と連携し、コロナ対策等進められないのかと感じている。

- 事務局 新学期を迎える小・中学校の始業に伴う新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぎ、修学旅行などの行事や中体連新人戦に向けた部活動が予定どおり実施できるよう、令和4年8月24日(水)から8月31日(水)までの間、児童生徒が密になる時間帯をできるだけ避けるため、午前と午後で通常授業と遠隔授業を交互に行い、かつ給食を伴う学年単位の時差登校を実施しました。

今後も引き続き、学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底しながら、修学旅行などの行事や部活動が予定どおり実施できるよう努めてまいります。

放課後児童会の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで、手洗いや手指消毒の徹底、子どもたちへのマスク着用の励行、放課後児童支援員へのマスク着用の徹底などを行っており、また、3密を避けるためのこまめな換気、学習時間や昼食を取る際などの不要な接触を避けるなどのほか、各小学校と連携し、可能な限り児童同士の距離を確保するため、通常使用している教室のほか、特別教室や体育館を借用し、子どもたちの活動スペースを確保しています。

今後も、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を徹底しながら、放課後児童会で子どもたちが安心して過ごすことができるよう努めてまいります。